

第5回公益法人の会計に関する研究会

—議事メモ—

1. 日 時：平成25年12月9日（月）13：00～15：00
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室

3. 出席者：

（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、
（オブザーバー）小森委員
（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐

4. 議 事：

（1）小規模法人の負担軽減策について

5. 議事概要：

（1）小規模法人の負担軽減策について

事務局次長から、〈資料1-1〉に基づき、検討課題及び論点について説明した。

① 収支相償

○「複数の公益目的事業単位ごとには、収支相償を適用しない。」について

各参与等から以下の意見があった。

- ・ 移行期間初期に認定された法人は、複数の事業をそれぞれの公益目的事業として区分していたが、FAQによって複数の事業をまとめる方法を示したことにより、複数の事業を一つの公益目的事業としている法人が増加した。第一段階の収支相償の判定が省略されることとなり、後に認定された法人の方が有利という見方もできるのではないか。その一方で、一つの公益目的事業としてまとめる理由は、委員会の審査によって確認されている。公益目的事業全体を一本と見なすというのは、論点で示されているような問題もあり、委員会の審査も経ていないものという見方もある。これらをどのように考えればよいのか。（高山座長）
- ・ 複数の事業を一つの公益目的事業としてまとめているが、実態としてはまとめるのが不相当と考えられる法人もあるのではないか。むしろそのような法人の事業区分

を見直すべきではないか。複数の事業を一つの公益目的事業とみなして収支相償の判定を行うのは行き過ぎ。(上倉参与)

- ・ 財政安定化資金もそうだが、公益目的事業を一つとして考えるような規制を緩める検討をすることが、この研究会の権限の範囲なのか。行き過ぎではないか。(金子主査)
- ・ 申請時にまとめることが可能な状態であった事業であれば、移行後にまとめてもよいのではないか。複数の公益目的事業を実施していたとしても、小規模な法人の場合には対象者は同じなのではないか。(中田参与)
- ・ 会計基準の問題というよりは、行政上の判断の問題として、FAQ等で示していくべきもの。(中田参与)
- ・ 会計の問題としては、事業の関連性の問題として認めてもよいのではないか。ただし、定期提出書類等では、従前のままなので負担軽減にはならないのではないか。(長参与)
- ・ 小規模法人ということからすれば、区分しなければならない事業が複数あるのかは疑問。関連性のある事業をやっているのであろうから、まとめてしまってもよいのではないか。制度上何か問題があるというのであれば、できないし、なればできると考えてよいのではないか。(梶川座長代理)
- ・ 公益認定等委員会事務局において、複数の事業を一つにまとめたい場合に、簡易的に認めるという対応ができるのであれば、負担軽減につながるのではないか。(高山座長)
- ・ 事業をまとめるという変更認定について、複数事業の損益を通算したいということではなく、まとめることに合理性があるのであれば認めている。小規模法人の負担軽減という意味では、このような要望に応えてもよいのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ 小規模法人の負担軽減策として考えるにしても、そもそも小規模であり、複数の公益目的事業として区分している法人がどれほどあるのか。そもそも対象がないのではないか。その意味では、議論の実益がないのではないか。(事務局長)
- ・ 定期提出書類上は複数の事業区分を維持したままで、会計だけ一つの事業としたいというニーズがあるのかどうかはわからない。(事務局長)
- ・ 法人の意識と事業の実態が一つの公益目的事業であるということであれば、まとめ

てもよいのではないか。(梶川座長代理)

議論を受けて、高山座長より、収支相償については公益目的事業単位ごとに適用、複数事業を一つとしてまとめたいのであれば、認定法に沿って変更認定してもらおうと結論が示された。

○「単年度ごとには、収支相償を適用しない」について

参与等から以下の意見があった。

- ・ 法律上は1年とは記載されていない。(事務局次長)
- ・ 収支相償の黒字に対しては、特定費用準備資金等の補助的手段がもうけられているのであり、単年度ごとに収支相償を適用しないとすると、その補助的手段の意味がなくなるのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ ヒアリングした法人の提案が、なぜ評議員の任期の機関によって収支相償の判定をするのかが分からない。監督上の運用として、収支相償が満たせなかったからすぐに認定取消といったことにはなっていない。(事務局長)

高山座長より、補助的な手段があり、収支相償の黒字について、定期提出書類にも説明する欄が設けてあって単年度毎の収支相償を強制しているものではなく、弾力的運用をしていることからこの課題については、これ以上の議論は不要であると結論づけられた。

○「剰余金が発生した場合、公益目的事業への限定使用を前提に、「財政安定化資金」へ繰り入れることにより、収支相償を適用除外とする。」について

各参与等から以下の意見があった。

- ・ 現在、特定費用準備資金、資産取得資金が認められているなかで、それとは別に将来において公益目的事業に使うことを前提とする金融資産につむことを認めてよいのか。(高山座長)
- ・ 2つ目のテーマである『「単年度ごとには、収支相償を適用しない」について』と同じこと。それをもっと拡大するというものであろう。実質的には単年度での収支相償の判定とはなっていないため、黒字の説明としてしっかりとできれば、このような資金は必要ないのではないか。(上倉参与)
- ・ 小規模法人にフレキシブルな扱いをすることになり、逆に大規模法人にとって不利

な取扱いとなる。規模の問題ではなく、収支相償の趣旨を没却するものとなりかねない。(金子主査)

- ・ ガイドラインで、収支相償の第2段階で生じた剰余を公益目的保有財産に繰入れることが認められているが、その中になぜ金融資産が入らないのかということをも主張されている。入らない理由をしっかりと示せていないため、主張者の不満が消えない。要件が定められた特定費用準備資金の他に、このようにフレキシブルに使える方法を認めることは、遊休財産規制を形骸化することとなるし、昨年のFAQにおいて、状況に応じて1号、2号財産の取崩しも可能としたという点で、不測の事態への事業財源は確保できているといえる。(中田参与)
- ・ 内容的には小規模法人の負担軽減策に限るものではなく、制度全体の問題。やりすぎ。ただ、金融資産の積立については、例えば財団法人であって、運用益のみで事業を実施しており、現時点で運用益が不足している状況で、たまたま黒字が出たといった場合には、将来的に運用益を公益目的事業に充てることを前提として金融資産への積立も認めてもよいとも考えられるが、制度全体の問題として考えていくべきもの。(長参与)
- ・ そもそも小規模なのであるから、お金が余るといった問題が生じるのか。むしろ不足しているのではないか。(梶川座長代理)

高山座長より、中田参与からのコメントにあったように、収支相償の剰余を金融資産に積み増すことができない趣旨を整理して示してほしい。会計ではなく、FAQやガイドラインといったところで、行政の方で対応願いたいといった旨の発言があり、この論点については対応しないと結論づけられた。

② 遊休財産の保有制限

○「保有制限は不測の事態による公益目的事業費の一過性の減少に対処できるよう緩和する。」について

各参与等から以下の意見があった。

- ・ 変更するのであれば、認定法16条の法律改正が必要。(高山座長)
- ・ 民法法人時代の指導監督基準の内部留保規制よりも緩和されたのではないか。そもそも公益目的事業費の100%を超える法人がどれほどいるのかと思う。(上倉参与)
- ・ 事業年度末に、その年度の会費を徴収する法人はどの程度いるのか。極めてレアケ

一スなのであれば、議論する必要はないのではないか。(金子主査)

- ・ 収支相償は、それが充たせなくてもバッファがある。遊休財産規制にはバッファがない。仮に、集めてしまって現実にお金が余ったといった場合に、それを救う手段がない。レアケースかもしれないが、フレキシブルに考えるべき部分もあるのではないか。遊休財産規制についてのバッファのなさが気になるところではある。(中田参与)
- ・ 収支相償と違い、法律において明確に「公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額」と具体的に示されており、運用上はどうしてもこのような扱いにならざるを得ない。(事務局次長)
- ・ 法人に対応を考えるともらえばよい問題。(長参与、梶川座長代理)

高山座長より、内部留保規制から考えれば拡大されているし、控除対象財産として整理することができるのであれば、遊休財産から除外することができるため、遊休財産の枠を現行の2倍から3倍に増やす必要はないと結論づけられた。

③ 会計基準の適用の在り方

高山座長より、この検討課題については前回の意見交換において、原則としては平成20年基準によるということを検討済みということにしたい旨の発言があり、各参与も同意した。

④ 様式

㊦ 貸借対照表

○ 貸借対照表内訳表

各参与等から以下の意見があった。

- ・ 収益事業等の利益の50%超を繰り入れる場合には、法人税法施行令の「公益法人特別限度額」との関係で貸借対照表内訳表の作成が求められているものであり、国税のとの調整が必要な論点。様式の簡素化についても、どのような点が簡素化できるのか考えていかなければならない。(高山座長)
- ・ 税務申告を考えれば、結局税務申告用として作成しなければならないから、負担軽減という意味ではあまり変わらないのではないか。公益目的事業しか実施していない法人については、正味財産増減計算書において収支相償は赤字、法人会計黒字と

している実態がある。法人会計をなくしてしまうと、収支相償のクッションがなくなるのではないか。貸借対照表だけ考えるのであれば、省略する余地はあるのではないか。(上倉参与)

- ・ 事業の多様化をしている法人にあっては、管理のために役立っていると聞いているが、小規模の法人にあっては少しでも簡略化できる方向で検討していきたい。(金子主査)
- ・ 貸借対照表の内訳表は廃止していただきたい。法人税施行令では、貸借対照表の内訳表を作れとは書いておらず、何らかの明細表でよいはず。法人税で必要なのは、法人税法上の収益事業から公益目的事業に移るものだけであり、それを別途作成すればよいだけのこと。貸借対照表で表示している収益事業等から公益目的事業に移る額は、法人税法上の収益事業とは必ずしも一致していない。貸借対照表の内訳表を作ることが、法人税法での要請であるとは考えられない。税務申告時には、別途の明細が必要であり、それが貸借対照表内訳表とそれほど違わないだろうという程度の役割しかないというのであれば、貸借対照表内訳表の作成の必要性は低いのではないか。例えば、法律で作成が義務付けられている財産目録を2期比較すればよいのではないか。会計が法人税に影響される必要はないのではないか。(中田参与)
- ・ 公益目的事業の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れた場合に、貸借対照表内訳表が実際に必要とされるのは、資産取得資金を積立・取崩しの場面である。貸借対照表の内訳表において資産取得資金を確認することができる。それ以外はまとめてもよい。会計処理以外の部分で、財産を捕捉できれば、負担軽減につながるのではないか。(長参与)
- ・ 税務当局との関係において可能ということであれば、簡素化することもできると考える。(梶川座長代理)
- ・ 基準制定時の財務省との調整がどの程度のものであったかを確認すべき。この部分で確定決算主義はどうなっているのだろうか。(小森オブザーバー)
- ・ ガイドラインの制定当時に財務省と協議しているときに、財務省から貸借対照表の内訳表を作ってくれという要請があり、加えたという経緯があった。その後、財務省側でどのように考えているかはわからない。財務省に協議を申し入れているところ。(事務局次長)
- ・ 当時は、財務省の要請を受け入れ、税務メリットを享受したのだろうと思うが、実

際、認定法の収益事業等と税務上の収益事業は100%一致するものではない。違うのであれば、それぞれに貸借対照表の内訳表を作らなければいけないはず。税務申告は、法人税ベースの貸借対照表の内訳を作っていないのか。(高山座長)

- ・ 税法では、作れとはなっていない。必要なのは、みなし寄付金の部分。会計上は正味財産増減計算書だけの話であるが、税法は資産を動かすこともあるので、何を動かしたかを明らかにしてくれというニーズであろうと思う。それを明らかにするために貸借対照表内訳表を作ってくれということ。そうであればむしろ財産目録の方が分かるのではないか。(中田参与)
- ・ 設定当時には、このように想定していたのだが、実際に運用してみて有効に機能していないということが主張できるのであれば貸借対照表の内訳表は廃止できるのではないか。調整が必要なので、事務局の方で対応願いたい。これは小規模法人の問題に限らない。(高山座長)

上記の議論の結果を受けて、高山座長より小規模法人に限らず、貸借対照表の内訳表の作成については廃止、または簡素化を目指す方向で結論付けられた。

①正味財産増減計算書

○法人会計区分

松前補佐から、論点に関連して別添資料の説明があった。説明を踏まえて、各参与等から以下の意見があった。

- ・ 正味財産増減計算書内訳表の作成は負担軽減につながるのか。資金余裕を持ってないデメリットの方が大きいのではないか。また、具体的な負担軽減が見えてこないためどのような法人を対象にすべきかという点については、分からない。(上倉参与)
- ・ 税務等といった観点は除いて、法人会計があることにより損益が恣意的に配分されてしまう結果、開示の観点からは事業実態を歪めてしまっている可能性がある。(金子主査)
- ・ 平成20年基準制定時になぜ法人会計の区分がもうけられたのか経緯を確認したい。(中田参与)
- ・ 認定法19条では、収益事業等を区分経理することが求められており、認定法規則13条で費用面で、公益実施費用額、収益等実施費用額、管理運営費用額を区分することを定め、それを受けてガイドラインで、会計区分として3区分することにつ

いて定められた。(松前補佐)

- ・ 平成 16 年基準では、事業費管理費の区別が出てきたが、それをそのまま受けていればよいのではないかと思う。(中田参与)
- ・ 管理費の中でも事業に関係してくるものもあり、いわゆる事業管理費という概念が出てきてそれを事業費の中に入れなければならなかったと理解している。(高山座長)
- ・ 事業管理費は、事業費に入れればよかったのではないかと思っている。問題は、事業ごとの効率性が分からなくなってしまったこと。財務会計上問題なのではと考えている。小規模法人の議論ということであるが、この問題は大規模法人にとって重要な問題。(中田参与)
- ・ 別紙資料の 2p の区分不可能とみなし 1 号財産として区分するというのは、収益事業等のない法人のことを念頭においているのか。(中田参与)
- ・ そのとおり。(松前補佐)
- ・ 法人会計区分のきっかけは、公益目的事業比率の計算にあった。事業費と管理費を分けると公益目的事業比率が 50% いかないケースもある。事業費管理費を設けて、管理費を小さくして、事業費管理費を事業費に算入し、公益目的事業比率を満たすようにした。(高山座長)
- ・ 平成 16 年基準のときには、事業費と管理費の区分をしたが、本当に事業に関連している事業費がはかれないという声があった。本当はこの時に、管理費は純粋に法人管理のためのものに限るべきであったが、実務はそうになっていなかった。そのような実務は実態と異なる。しっかり事業に係るものは事業費として集計した方が、事業の効率性もわかるということで、平成 20 年基準のときに考え方を明らかにした。平成 20 年基準は、事業費・管理費の大幅な改正ということではなかった。(長参与)
- ・ 最終損益を出すためには、管理費もどこかに負担させなければならない。法人会計という会計区分があることによって、損益が分からなくなっている。会計上の表示が不適當なのではないかという趣旨。(中田参与)
- ・ 小規模の場合、法人会計といっても基本的には公益目的事業のためといってもよいのだろうから、ある程度簡便に考えられるのではないか。(梶川座長代理)
- ・ 小規模法人だけでなく、公益目的事業のみを実施している法人については、積極的

に簡便な方法でやっていいのではないか。(小森オブザーバー)

- ・ そもそも法人会計の利益とはどのように概念できるのか。(梶川座長代理)
- ・ 団体の会費収入であり、恣意的に法人会計の会費として集めているものではないか。(高山座長)
- ・ そういふのを管理費財源とみなさないと、法人につぶれろということになる。(中田参与)
- ・ 収支相償の問題もある。(事務局次長)
- ・ 収支相償に関連する特定費用準備資金とも関係する話。法人会計の黒字みたいに、十分に説明できないものがバッファになりかかっているのは、外から質問が起こった場合に、どのように説明すればよいのか。そうであれば、収支相償のところで理論的に整理した方が筋としてはよいのではないか。(梶川座長代理)
- ・ 平成20年基準は、表示面で認定法の要請が反映されているもの。平成20年基準に一本化してくれという場合に障害となるのは、こういった部分なのではないか。(金子主査)
- ・ 事業費のみで、公益目的事業比率や収支相償が達成できている法人については、会計的には歪むかもしれないが、事業費管理費を配賦しなくてもよいという取扱いがあってもよいのではないか。(長参与)
- ・ 法人会計の利益は、制度運営上のバッファであり、この辺りを詰めていくとかえって法人を縛ることになってしまう。(上倉参与)

上記の議論の結果を受けて、高山座長より正味財産増減計算書内訳表において法人会計区分の廃止には賛成だが、デメリットが多いということなので、どのような対応ができるか検討する。

○法令と会計基準の整合性の明確化

高山座長より、有価証券の評価方法については、次回以降検討する旨の発言があった。

○正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示方法を運用上平易にできるか

各参与等から以下の意見があった。

- ・ 会計区分ごと、あるいは事業区分ごとに残高を配賦している場合もあれば、配賦し

ていない場合もあり、実務上の取り扱いがまちまち。公益目的事業は赤字が基本であり、マイナスの正味財産が増加していく。共通区分だけがプラスになり、公益目的事業単位区分は赤字が累積していく。そこに違和感があるという意見もある。簡略化して、事業区分ごとには示さないといった簡略化は可能か。(高山座長)

- ・ 日本公認会計士協会の分科会での統一的理解で研修会を実施しているが、そこでは貸借対照表の単位ごとに期首期末の正味財産残高を記載すれば足りるのではないかという意見を示しているところ。(上倉参与)
- ・ 申請書の実務であるが、正味財産残高の内訳金額の記載については法人によってまちまち。財務3基準の判定上、関係ないから。(松前補佐)
- ・ 貸借対照表内訳表を作っていない法人については、作成は困難。(長参与)

高山座長より、上記の議論を踏まえて、正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示については、公益法人会計基準運用指針等で対応を検討すると結論づけられた。

高山座長より、〈資料1〉に示される残りの論点についての概略説明がなされ、それ以外に、論点となりうるもの及び対象法人について事務局の方に意見を提出するよう要請があった。

○次回日程

事務局次長より、1月27日の16:00~18:00に第6回の研究会を開催予定である旨の説明がなされた。

以上